

# 令和6年度における長生村の障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針

令和6年4月1日策定

## 1 目的

この方針は、障害者就労施設等の受注の機会の拡大等を図るため、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条の規定により、障害者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図ることを目的とする。

## 2 適用範囲

この方針の適用範囲は、本村の全ての行政組織とする。

## 3 調達を推進する物品等

村が契約によって調達する物品等のうち、障害者就労施設等が供給することが可能な物品の購入及び役務の提供を、調達推進の対象とする。

## 4 調達の対象となる障害者就労施設等

調達の対象となる障害者就労施設等は、次のとおりとする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく事業所等
  - ア 就労継続支援事業所（A型・B型）
  - イ 就労移行支援事業所
  - ウ 生活介護事業所
  - エ 障がい者支援施設（日中に生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行う入所施設）
  - オ 地域活動支援センター
  - カ 障害者基本法（昭和45年法律第84号）に基づき国・地方公共団体の助成を受けている小規模作業所
- (2) 障害者優先調達推進法施行令に基づく事業所
  - ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく子会社の事業所（特例子会社）
  - イ 重度障がい者多数雇用事業所（ア～ウの全てを満たすもの）

- (ア) 障がい者の雇用者数が5人以上
  - (イ) 障がい者の割合が従業員の20%以上
  - (ウ) 雇用障がい者に占める重度身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の割合が30%以上
- (3) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障がい者等
- ア 在宅就業障がい者
  - イ 在宅就業支援団体

## 5 調達目標

令和6年度の調達目標は、前年度調達実績額以上を目標とする。

## 6 調達の推進方法

### (1) 随意契約の活用

物品等の調達にあたっては、予算の適正な執行並びに競争性及び透明性の確保に留意しつつ、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号又は地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の14第1項第3号の規定による障害者就労施設等からの随意契約の活用も含め障害者就労施設等からの物品等の調達を積極的に推進する。

### (2) 調達推進に必要な情報提供等

障害者就労施設等で提供可能な物品や役務等の情報を収集・リスト化して各機関への情報の提供等により連携を図り効果的な推進をする。また、県の調達計画等の情報についても積極的に各機関への提供に努める。

## 7 方針及び実績の公表

- (1) この方針を策定したときは、村ホームページ等により公表する。
- (2) 調達実績は、会計年度終了後にその概要を取りまとめ、村ホームページ等により公表する。

## 8 その他

障がい者の経済的な自立の促進に寄与するため、物品等の調達のほか、庁舎やイベント等における自主製品の販売の場の提供など、可能な範囲で障害者就労施設等からの物品等の調達拡大が図られるよう支援を行うものとする。

## 9 方針に関する担当窓口

この方針に関する担当窓口は、福祉課とする。